

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.69

平成 21 年 8 月 11 日

火災警報器が設置してあるかをたずねる訪問販売業者から消火器を購入したが、高額なため解約したい・・・。

## 被害内容

【相談者 70代 女性】

家に訪問があり、「火災警報器と消火器は設置が義務づけられている。」「消防署のほうから要請されている。」などと言われました。「火災警報器は設置してある。」と言ったら、消火器を勧められ購入しました。よく考えると1本21,000円と高額でもあり、また販売業者が強引で信用できないような気がするので解約したい。

## 対処方法

最近、火災警報器や消火器の点検と称して、「設置が義務づけられている。」「消防署のほうから来た。」「役場の要請を受けている。」などと事実と違うことを言って、高額な商品の契約をさせる悪質な訪問販売が、全国的にも増加しています。

- ・ 火災警報器については法律で設置が義務づけられていますが、消火器の設置は、一般家庭には義務づけられていません。また、消防署などの行政機関が販売したり、事業者に販売を委託することはありません。
- ・ 強引な勧誘に対しては、毅然とした態度ではっきり断りましょう。
- ・ 相談者には、クーリングオフ期間内であったことから、クーリングオフ通知を出すよう助言したところ、無条件解約となり、商品を引取り、支払い代金を返却してもらうことになりました。
- ・ 万一、強引な勧誘を受けたり、契約してしまった場合は、早めに市町村の相談窓口や消費生活センターにご相談ください。

設置が義務付けされています！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)